

「虐待かも」と思ったら通告の義務があります

○虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、必ず児童相談所や市町村に速やかに通告しなければならない（児童虐待の防止等に関する法律第6条）

児童虐待を見逃さないために・・・

「不自然さ」こそ最も重要なサイン

- ✓ 日常的に子どもの泣き声や保護者の怒鳴り声がある
- ✓ 不自然なあざや傷、やけどのあとがある
- ✓ 服や身体がいつも汚れている
- ✓ 落ち着きがなく、乱暴である
- ✓ 表情が乏しい（無表情）、活気がない

※このような様子で気になる子どもを見かけたらご連絡ください。
虐待であることを証明する必要はありません。

**あなたの連絡・相談が子どもを守ると
ともに、子育てに悩む保護者を支援
するための大きな一歩となります。**



鶴岡市こども家庭センター
TEL 26-7043

児童相談所全国共通3桁ダイヤル189

連絡は匿名で行うことも可能です。